

実務研究

日本税務会計学会
平成24年12月 月次研究会



吉田幸一〔上野〕

民法の特別受益と寄与分

はじめに

相続税申告実務を進めるにあたり共同相続人間の遺産分割は避けて通れない手続である。将来的な相続税の改正などの影響もあり相続に対する意識が高まる中で、この特別受益や寄与

1 特別受益

相続分には、法定相続分(民法900条)、代襲相続分(民法901条)があり、それらを修正する要素(マ

- ・被相続人からの遺贈
- ・被相続人からの婚姻のための贈与
- ・被相続人からの養子縁組のための贈与
- ・被相続人からの生計の資本としての贈与

特別受益

(1) 特別受益になる結婚費用とは

民法903条にもあるとおり婚姻のための贈与は、原則として特別受益に該当する。ここでは、その詳細について判断をしている判例(京都地裁平成10年9月

に対する社交場の出費たる性質が強い結婚式及び披露宴の費用はこれに含まれないと解すべきである。」と判示している。

(2) 特別受益になる生命保険金とは

生命保険金は原則として特別受益に該当しない。しかし、特段の事情がある場合には特別受益に準ずる。ここでは、生命保険金の取り扱いについて一定の判断基準を示した判例(最高裁判平成16年10月29日決定)を確認する。

①原則

「養老保険契約に基づき保険金受取人とされた相続人が取得する死亡生命保険金請求権又はこれ行使して取得した死亡保険金は、民法903条1項に規定する遺贈又は贈与に係る財産には当たらないと解するのが相当である。」としてい

②特段の事情

「保険金受取人である相続人とその他の共同相続人との間に生ずる不公平が民法903条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情が存在する場合には、同条の類推適用により、当該死亡保険金請求権は特別受益に準じ

て持戻しの対象となると解するのが相当である。上記特段の事情の有無については、保険金の額、この額の遺産総額に対する比率のほか、同居の有無、被相続人の介護等に対する貢献の度合いなどの保険金受取人である相続人及び他の共同相続人と被相続人との関係、各相続人の生活実態等の諸般の事情を総合考慮して判断すべきである。」と判示している。

(4) 共同相続人以外が贈与を受けている場合の特別受益

共同相続人以外に対する贈与等は原則として特別受益に該当しない。しかし、相続人に対する贈与等と同視できる特別の事情がある場合には特別受益に該当する。ここでは、相続人の配偶者に対する贈与について判断を示した判例(福島家裁判平成11年4月30日審判)を確認する。「実質的には相続人に直接贈与されたのと異ならないと認められる場合には、たとえ相続人の配偶者に対してなされた贈与であってもこれを相続人の特別受益とみて、遺産の分割をすべきである。」と判示している。

(3) 受益後の養子縁組により推定相続人となった場合

推定相続人となる前の受益又は推定相続人となった後の受益、その時期は問わず特別受益に該当するとする見解が有力である。その判断を示した判例に神戸家裁判平成11年4月30日審判がある。」と判示している。

2 寄与分

寄与分(民法904条)も特別受益と同様に法定相続分などを修正する要素(プラス要素)として規定されている。

- ・被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付
- ・被相続人の療養看護
- ・その他の方法

被相続人の財産の維持又は増加
↓
特別の寄与

(1) 相続人以外の寄与行為を相続人の寄与分として主張できるか
相続人以外の寄与であったとしても、それが相続人の寄与と同視できる場合には寄与分を主張できる。ここでは、被相続人である祖父の

相続について、被代襲者(父)と相続人以外の者(母)の寄与を代襲相続人である子(被相続人から見れば孫)の寄与と認められた判例(東京高裁判平成元年12月28日決定)を確認する。「共同相続人間の衡平を図る見地からすれば、被代襲者(父)の寄与に基づき代襲相続人(子)に寄与分を認めることも、相続人の配偶者ないし母親の寄与が相続人の寄与と同視できる場合には相続人の寄与分として考慮するも許され

ると解するのが相当である。」として代襲相続人(子)の寄与分を認めている。

(2) 家事・家業従事による寄与行為
被相続人の事業に関する労務の提供により、被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与があったと認められる行為は、具体的にどの程度のものなのか。ここでは、その判断を示した判例(盛岡家裁判昭和61年4月11日審判)を確認する。「相続人Aは、父死亡後、20年余にわたり病弱で老齢

などして経営規模を拡大した。その間、Xが無報酬又はこれに近い状態で事業に従事したとはいえないが、それでも、Xは、薬局経営のみが収入の途であった被相続人Pの遺産の維持又は増加に特別の寄与を貢献を相当程度したものと解せられる。」として相続人Xの寄与分を認めている。

おわりに

遺産分割は共同相続人間で合意できれば如何なる分割も自由である。民法906条(遺産の分割の基準)では、「遺産の分割は、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮してこれをすべし」とし、審判等の際の判断基準としている。特別

の被相続人(母)と同居して扶養し、殊に被相続人の痴呆が高じた昭和46年以降その死亡に至るまでの10年間は常に被相続人に付添って療養看護を要する状態となり、Aがこれに当たってきたのであり、少くとも後半の10年間の療養看護は、親族間の扶養義務に基づく一般的な寄与の程度を遥かに超えたものというべく、被相続人は他人を付添婦として雇った場合支払うべき費用の支出を免れ、相続財産の減少を免れたことは明らかであり、従ってAには、被相続人の療養看護の方法により被相続人の財産の維持につき特別の寄与があったものというべきである。」として相続人Aの寄与分を認めている。

受益と寄与分はいずれにしても、遺産分割の公平性に重きを置き判断がなされていると思われる。しかし、相続実務の現場において公平の判断は相続人ごとに違うため利害が対立する問題である。税理士としては注意を以て相続人に対応しなければならぬと思う。